

科研費改革に関する作業部会の設置について

平成 29 年 4 月 24 日
研 究 費 部 会
科学研究費補助金審査部会

科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会運営規則第 2 条及び科学技術・学術審議会科学研究費補助金審査部会運営規則第 2 条の規定に基づき、研究費部会及び科学研究費補助金審査部会の下に「科研費改革に関する作業部会」（以下「作業部会」という。）を設置する。

1. 趣旨

「科研費改革の実施方針」（平成 29 年 1 月 27 日改定）に基づく具体的な方策に関する原案を策定し、研究費部会及び科学研究費補助金審査部会に具申する。

2. 庶務

作業部会の庶務は、研究振興局学術研究助成課において処理する。

3. その他

- (1) オブザーバーとして、日本学術振興会から若干名の出席を求める。
- (2) ここに定めるもののほか、議事の手続きその他作業部会の運営に関し必要な事項は、主査が作業部会に諮って定める。